

# 12月4日～10日は人権週間です

## 「みんなで築こう 人権の世紀」 「相手の気持ち 育てよう 思いやりの心」

### 人権週間とは

「世界人権宣言」は、基本的な人権尊重の原則を定めたものとして、1948(昭和23)年12月10日の第3回国際連合総会において採択され、本年度で採択62周年を迎えます。

国連は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

日本では、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権意識の普及高揚を呼びかけています。

人権とは、私たち誰もが、幸せに暮らすうえで欠くことのできない最も大切な権利です。

しかし、今日すべての人々の人権が保障されているとはいえません。

社会で生活するには多くの人と接することが不可欠です。お互いの人権を認め合うことがとても大切であり、お互いの努力が必要です。この機会に人権について考えてみましょう。豊かな人間関係をつくり、住みよい社会を築くために「人権週間」では様々な取り組みが行われています。

### 人権週間記念講演会

講師 落合恵子さん

テレビ出演でおなじみの落合恵子さんによる講演会です。市民の皆さんの参加をお待ちしています。



### ◇日程

12月6日(月) / 午後5時50分開場

午後6時15分～6時30分

小中学生の人権作文朗読

午後6時30分～8時

講演 「いのちの感受性」

午後8時～ 閉会

◇会場 文化会館大ホール

◇入場無料

◇要約筆記・手話通訳あり

◇講師プロフィール

作家・東京家政大学特任教授

1945年、栃木県宇都宮市出身。明治大学英米文学科卒業後、文化放送アナウンサーを経て、作家生活に入る。執筆活動だけでなく、たくさんのひと、楽しく考える」をモットーに、子どもや女性、高齢者、障害のあるひとたちの声を、あらゆる角度から追及している。「安全なものはおいしい」というテーマで「食」の安全性の問題に取り組んでいる。

○主な著書

『人生案内：自分を育てる悩み方』

『絵本屋の日曜日』『ぼくは ぼくでいい』『母に歌う子守唄』その後『崖つぶち』に立つあなたに』など多数

### 「人権の花」運動

1982(昭和57)年以来、小学生を対象として「人権の花」運動を実施しています。ひまわりの栽培を通じて児童の情操をより豊かにし、やさしい思いやりの心を体得させることを目的に、毎年、小学校2校に協力を依頼しています。

今年の協力校は小郡小学校と大原小学校で、3年生の子どもたちが春に植えたひまわりの種から、立派なひまわりの花が咲きました。採取したひまわりの種と手紙をつけた紙風船を11月2日に大空に向けていつせいに飛ばしました。



「人権の花」運動開会式 (小郡小)



花の種をつけたエコ風船飛ばし (大原小)



### 特設人権相談

「人権相談」をご存じですか？

人権問題について悩みや疑問をお持ちの方の相談に人権擁護委員が応じています。相談は無料で、秘密は堅く守られます。一人で悩まず気軽に「ご相談ください」。毎月一回、原則として第三金曜日の午前10時～午後3時ですが、12月は左記の日程で行います。

◇日時 12月10日(金) /

午前10時～午後3時

◇会場 人権教育啓発センター

なお、人権教育啓発センター職員による人権相談も随時行っています。

◇問い合わせ先

人権・同和对策課人権・同和对策係

☎72・2111内線432



## 第62回人権週間 ～県内一斉無料電話相談～



相談日時 12月4日(土) 午前9時～午後5時

相談電話番号 フリーダイヤル 0120-889-405

「世界人権宣言」は、基本的人権および自由を尊重し確保するために、世界のすべての人々とすべての国々とは達成すべき共通の基準として、昭和23年12月10日の第3回国連総会において採択されました。

法務省および全国人権擁護委員連合会は、関係機関等の協力を得て、毎年12月4日から「人権デー」である12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めていますが、福岡法務局および福岡県人権擁護委員連合会では、本週間における活動の一つとして、12月4日(土)に県内一斉無料電話相談を実施いたします。

家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別など、悩みや困りごとがあったら、どんな些細なことでも、一人で悩まずお電話ください。法務局職員と人権擁護委員が、無料で相談に応じます。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

◎問い合わせ先 福岡法務局久留米支局 ☎ 39-2121

## 12月3日から12月9日までは「障害者週間」です

市では、障害者が住み慣れた地域の中で自立した生活を送ることができるまちづくりを目指して、障害者に関する施策の推進に取り組んでいます。

今回、障害のある方を対象とした福祉サービスを紹介します。

**手帳の交付** 障害のある方が必要な福祉サービスを受けられるように手帳を交付しています。

### ●身体障害者手帳

○対象者 身体に障害があるために社会生活及び日常生活に相当な制限を受ける人（視力、聴力、平衡機能、音声、言語、肢体、心臓、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、呼吸器、免疫機能、肝臓に障害のある人）

### ●療育手帳

○対象者 知能指数(IQ)がおおむね75以下の知的発達の遅れがある人

### ●精神障害者保健福祉手帳

○対象者 精神疾患がある人のうち、その精神障害のため長期にわたり社会生活及び日常生活に相当な制限を受ける人

**障害福祉サービス** 障害者(児)が利用したいサービスを自ら選択し、指定サービス提供事業所との契約によりサービスを利用できる制度です。

○対象者 原則として身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をもつ人

○費用負担 原則として1割負担となりますが、世帯の市民税額等により月額負担上限額や減免措置が設けられています。

### 介 護

#### ●居宅介護（ホームヘルプ）

自宅に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### ●児童デイサービス

障害児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

#### ●短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合等に短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### ●療養介護

医療と常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活を行います。

#### ●生活介護

常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

#### ●施設入所支援

施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### ●共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### 訓 練

#### ●自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ●就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に一定期間就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ●就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ●共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。

## 地域生活支援事業

### ●日常生活用具の給付

重度の身体障害や知的障害で手帳の交付を受けている人は、障害の内容・等級により日常生活を容易にする用具の給付が受けられます。必ず購入前に申請が必要です。

#### ○主な日常生活用具の種類

(このほかにもありますので詳細はお尋ねください)

- ・視覚障害…盲人用時計、拡大読書器など
- ・聴覚障害…屋内信号装置、通信装置など
- ・音声言語機能…人工喉頭など
- ・肢体不自由…特殊寝台、入浴用補助用具など
- ・呼吸器機能…吸入器、たん吸引器など
- ・じん臓機能…透析液加温器など
- ・直腸ぼうこう…ストマ用具(蓄尿袋、蓄便袋)など

○費用負担 原則として1割負担となりますが、世帯の市民税額等により日常生活用具の給付対象にならない場合があります。

### ●日中一時支援事業

家族の疾病等で居宅において介護等を受けることが一時的に困難になった場合に、日中施設で食事の介護等を行います。

○費用負担 原則として1割負担となりますが、世帯の市民税額等により月額負担上限額が設けられています。

### ●コミュニケーション支援事業

聴覚、音声機能、言語機能等の障害のため意思疎通を図ることに支障のある障害者等のコミュニケーションを助けるために、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

また、福祉課の窓口には、手話通訳者を設置(午前8時30分～午後5時)しています。

○費用負担 無料

### ●移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のため、屋外での移動が困難な障害者に対し、ガイドヘルパー等を派遣します。

○費用負担 原則として1割負担となりますが、世帯の市民税額等により月額負担上限額が設けられています。

### ●地域活動支援センター事業

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

- ・じょいわーく(心身障害者) (☎ 73-0293)
- ・ワークショップ虹(精神障害者) (☎ 73-5212)
- ・サポネットおごおり(三障害) (☎ 72-3175)

○費用負担 無料

## その他の福祉サービス

### ●補装具費の支給

身体障害者手帳の交付を受けた人は、障害の部位・等級により障害を補う装具の交付や修理が受けられます。必ず購入・修理前に申請が必要です。

#### ○補装具の種類

- ・視覚障害…義眼、眼鏡など
- ・聴覚障害…補聴器
- ・肢体不自由…義肢、装具、車いすなど

○費用負担 原則として1割負担となりますが、世帯の市民税額等により補装具費の支給対象にならない場合があります。

### ●福祉タクシー利用料金助成

重度の障害をもつ人の社会参加活動を促進するため、タクシーの基本料金を助成します。

#### ○対象者

- ・身体障害者手帳1・2級の人
- ・療育手帳Aの人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の人

○助成の内容 福祉タクシー利用券を月4枚(年間48枚を限度)交付し、タクシー乗車時に運転手に利用券を渡し手帳を提示すると、基本料金が割引されます。

### ●障害者配食サービス事業

一人暮らしの障害者や障害者のみの世帯で食の確保が困難な場合、1日1回夕食時に配食し、栄養の偏りを防ぐ手助けをします。

○対象者 障害者手帳を所持する在宅の65歳未満の障害者で、その障害により買い物、調理等が困難な人

○費用負担 1食当たり300円

### ●福祉有償運送サービス

車いすのまま乗れるスロープタイプの普通車でご自宅の玄関先まで送迎します。

(サポネットおごおり ☎ 72-3175)

○対象者 小郡市にお住まいで、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持ち、単独では公共交通機関を利用するのが困難な人(※会員登録と年会費が必要です。)

#### ○利用料

- ・距離料金…最初の2kmまで260円、2kmを超えると1kmにつき100円
- ・待機料金…10分につき200円



●問い合わせ先 市福祉課社会福祉係 ☎ 72-2111 内線 442